

第81回全日本学生ヨット選手権大会

帆走指示書

1. 規則

- 1.1 本大会は、『セーリング競技規則 2013-2016』（以下、『規則』という）に定義された規則を適用する。
- 1.2 『全日本学生ヨット連盟規約』、『470級学連申し合わせ事項』、『スナイプ級学連申し合わせ事項』及び『艇体への大学名表示に関する学連申し合わせ事項』を適用する。
これらは中部学生ヨット連盟のHPより入手することができる。 <http://www.ayf.jp/school>
- 1.3 付則Pを適用する。ただし、規則P1文中の『セール番号』は、『セール番号』又は『識別番号』と置き換える。これは規則P1を変更している。
- 1.4 SCIRA 規則 『国内及び国際選手権大会の運営規定』は適用しない。
- 1.5 規則41に以下を追加する。
『(e) 自チームの他艇からの情報授受。』
- 1.6 規則60.1 (b)に以下を追加する。
『但し、艇は自チームの他艇から受けた損傷または傷害に基づいて、救済要求を行うことはできない。』
- 1.7 次の規則を追加する。
『インシデントが同じチームの艇の間であり、接触がなかった場合、規則第2章の規則違反に対するペナルティは課せられない。』

2. 競技者への通告

- 2.1 競技者への通告は、大会本部西側に設置された公式掲示板に掲示される。

3. 帆走指示書の変更

- 3.1 帆走指示(以下、『指示』という)の変更は、それが発効する当日の08:30までに掲示される。ただし、レース日程の変更は、前日の17:30までに掲示される。

4. 陸上で発する信号

- 4.1 陸上で発する信号は、大会本部南西側に設置された信号柱に掲げられる。
- 4.2 陸上で回答旗が掲揚された場合、レース信号回答旗中の『1分』を『40分以降』と置き換える。
- 4.3 音響信号1声とともに掲揚されるD旗は、「予告信号はD旗掲揚後40分以降に発する。[艇はこの信号が発せられるまでは出艇してはならない。]」ことを意味する。D旗がクラス旗の上に掲揚された場合、当該クラスのみにも適用する。
- 4.4 Y旗が陸上で掲揚された場合、水上にいる間は常に規則40を適用する。この項は、規則第4章前文を変更している。

5. レース日程

- 5.1 予定されるレース日程とレース数は次のとおりとする。

日付	レース数	
	国際470級	国際スナイプ級
11月 3日 (祝)	3	3
11月 4日 (金)	3	3
11月 5日 (土)	3	3
11月 6日 (日)	2	2
合計	11	11

- 5.2 各日の最初の国際470級の予告信号予定時刻は10:00とし、国際スナイプ級の予告信号は国際470級のスタート信号後、適宜発する。
- 5.3 1つのレースまたは一連のレースが間もなく始まることを注意喚起するために、予告信号を発する少なくとも5分以前に音響信号1声とともにレース委員会信号艇に『オレンジ色のスタート・ライン旗』を掲揚する。
- 5.4 11月6日(大会最終日)は、12:00を超えて予告信号が発せられることはない。
- 5.5 レース日の08:15より、豊田自動織機 海陽ヨットハーバー艇庫にて、レース委員会、プロテスト委員会 選手、監督・コーチによるブリーフィングを行う。

6. クラス旗

6.1 クラス旗は次のとおりとする。

クラス	クラス旗
国際470級	白地に青色の470級の形象
国際スナイブ級	白地に赤色のスナイブ級の形象

7. レース・エリア

7.1 【添付図A】に、レース・エリアの位置を示す。

8. コース

8.1 【添付図B】に、レグ間の概ねの角度、通過するマークの順序、それぞれのマークをどちら側に見て通過するかを含むコースを示す。

8.2 予告信号以前に、レース委員会信号艇に艇が帆走するコースおよび、最初のレグのおおよそのコンパス方位を掲示する。

9. マーク

9.1 **マーク1, 2, 3p, 3s, 4p, 4sはオレンジ色の円筒形ブイとする。** マーク1Aは白線1本を有する赤色の円筒形ブイとする。

9.2 スタート・マークは、スターボードの端にあるレース委員会信号艇と、ポートの端にあるレース委員会艇とする。

9.3 フィニッシュ・マークは、スターボードの端にあるレース委員会艇と、ポートの端にあるレース委員会艇または黄色の円筒形ブイとする。

9.4 指示11に規定する新しいマークは、黄色の三角錐形ブイとする。

10. スタート

10.1 スタート・ラインは、スタート・マーク上で『オレンジ色のスタート・ライン旗』を掲揚しているボールの間とする。

10.2 スタート信号の4分以降にスタートする艇は、審問なしに『スタートしなかった「DNS」』と記録される。これは規則A4, A5を変更している。

10.3 レースが再スタートまたは再レースとなった場合に掲示される規則30.3に抵触した艇の識別番号は、次のレースの予告信号以前にレース委員会信号艇のスターン掲示板に掲示される。これは規則30.3を変更している。

10.4 他のレースの手順の間、予告信号が発せられていない艇は、【添付図C】に示されたスタート・エリアを回避していなければならない。

10.5 準備信号として『U旗』が掲揚された場合には、スタート信号前の1分間に艇体、乗員または艀装の一部でもスタート・ラインの両端と最初のマークとで作られる三角形の中にあってはならない。艇がこの規則に違反して特定された場合には、その艇は審問なしに失格とされる。ただし、レースが再スタート、再レースまたはスタート信号前に延期または中止された場合には失格とされない。これは規則26を変更している。『U旗』が準備信号として掲揚された場合、規則29.1個別リコールは適用されない。U旗ペナルティの得点略語は『UFD』とする。これは規則A11得点略語を変更している。

11. コースの次のレグの変更

11.1 コースの次のレグを変更する為に、レース委員会は新しいマークを設置し(またはフィニッシュ・ラインを移動し)、実行できれば直ぐに元のマークを撤去する。その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは元のマークで置き換える。

12. フィニッシュ

12.1 **フィニッシュ・ライン**は、スターボードの端にあるフィニッシュ・マーク上のオレンジ色旗を掲揚しているボールと、ポートの端にあるフィニッシュ・マーク上のオレンジ色旗を掲揚しているボールまたは、ポートの端の**フィニッシュ・マーク**の間とする。

13. ペナルティ

13.1 規則44.1に基づきペナルティを履行した艇は、大会陸上本部で入手できる『回転ペナルティ報告書』を抗議締切時間内に大会陸上本部に提出しなければならない。

14. タイム・リミットとターゲット・タイム

14.1 タイム・リミットとターゲット・タイムは次のとおりとする。

クラス	レースの タイム・リミット	マーク1の タイム・リミット	レースの ターゲット・タイム
国際470級	75分	25分	45分
国際スナイプ級	80分	25分	50分

- 14.2 マーク1のタイム・リミット内に1艇もマーク1を通過しそうにない場合、レース委員会はそのレースを中止することができる。この項は規則32.1を変更している。
- 14.3 ターゲット・タイムどおりとならなくても、救済の根拠とはならない。これは規則62.1(a)を変更している。
- 14.4 規則30.3または指示10.5が用いられた場合、各々に違反しない先頭艇がコースを帆走してフィニッシュ後15分以内にフィニッシュしない艇は、審問なしに『フィニッシュしなかった「DNF」』と記録される。この項は規則35、A4及びA5を変更している。

15. 抗議と救済要求

- 15.1 抗議書はプロテスト委員会事務局で入手できる。抗議、救済要求、審問の再開要求は、適切な時間内にプロテスト委員会事務局に提出されなければならない。
- 15.2 抗議締切時間は、その日の当該クラスの最終レース終了後、またはレース委員会が「本日これ以上レースを行わない」の信号を発した後70分とする。
- 15.3 レース委員会またはプロテスト委員会からの抗議を規則61.1(b)に基づき被抗議艇に伝えるために、当該委員会は抗議の通告を掲示する。
- 15.4 審問の場所及び時刻、抗議の当事者、または証人として指名された者を競技者に知らせるために、抗議締切時刻後30分以内に通告を掲示する。
- 15.5 審問は基本的に受付順におこなう。当事者はプロテスト委員会事務局が指定する待機所にて待機していなければならない。
- 15.6 規則42違反に対するペナルティを課せられた艇のリストは、その日のレース終了後掲示される。
- 15.7 指示4.3、4.4、10.4、17.1、17.2、18、19、22及びクラス規則の違反は、艇による抗議の根拠とはならない。この項は規則60.1(a)を変更している。これらの違反に対するペナルティは、プロテスト委員会が決めた場合には、失格より軽減することができる。
- 15.8 大会最終日では、審問の再開要求は次の時間内に提出されなければならない。
(1) 再開を要求している当事者が前日に判決を通告された場合には、抗議締切時間内。
(2) 再開を要求している当事者が当日に判決を通告された場合には、判決を通告された後20分以内。
この項は規則66を変更している。
- 15.9 大会最終日では、プロテスト委員会の判決に基づく救済要求は、判決の掲示から20分以内に提出されなければならない。この項は、規則62.2を変更している。

16. 得点

- 16.1 大会の成立には、3レースを完了させることが必要である。
- 16.2 クラス別のチーム順位は、実施された全てのレースにおける各チーム3艇の得点の合計とし、より得点の低いチームを上位とする。この項は規則A2を変更している。
- 16.3 クラス別のチーム得点がタイとなった場合は、規則A8の「艇」を「チーム」に置き換えて適用する。
- 16.4 総合の得点は、両クラスに参加したチームの両クラスの全ての得点の合計とし、より得点の低いチームを上位とする。
- 16.5 総合の得点がタイとなった場合には、当該チームは同順位とし、その次の順位を欠位とする。
- 16.6 規則90.3(b)に規定された以下の規則に基づく失格(「DNE」、「DGM」)に対する得点は、シリーズに参加した艇の数に5を加えた得点とする。これは規則A4.2を変更している。
- ・ 規則2
 - ・ 規則30.2の最後の文
 - ・ 規則P2.2またはP2.3に適用する場合の規則42
 - ・ 規則69.2(c)(2)
- 16.7 掲示されたレースまたはシリーズの成績結果の中に誤りがあるとして照会する場合、艇は大会陸上本部で入手できる『得点照会要請書』を用いて照会することができる。

17. 安全規定

- 17.1 出艇申告と帰着申告は次のとおりとする。
- (1) 出艇しようとする競技者は、その日の08:00から09:00までの間に大会陸上本部前に用意される『出艇申告書』にサインした後に、出艇しなければならない。

(2) 帰着した競技者(レース委員会が正当な理由があると認めた場合は代理人)は、帰着後速やかに大会陸上本部前に用意される『帰着申告書』にサインしなければならない。その日の最終レース終了後の帰着申告は、その日の当該クラスの抗議締切時間までに完了させなければならない。

(3) 帰着申告後に再出艇する場合、(『AP/H旗』、『N/H旗』での帰着、またはリタイアによる帰着後の再出艇)は随時出艇申告を受付ける。出艇申告無しでの再出艇は認められない。

- 17.2 リタイアしようとする艇は、速やかにレース・エリアを離れ、可能な限りリタイアの意思を近くのレース委員会艇に伝えなければならない。競技者は指示17.1(2)に従い帰着申告を行った後、速やかに大会陸上本部で入手できる『リタイア報告書』を提出しなければならない。
- 17.3 レース委員会またはプロテスト委員会は、艇が安全に帆走できないと判断した場合、リタイアを勧告することができる。また、艇が緊急救助を必要とするような危険な状態だと判断した場合、強制救助する場合がある。この強制救助の判断については、艇からの救済の要求の根拠とはならない。これは規則60.1(b)を変更している。
- 17.4 指示17.1の申告に関する手続きに誤りがあった艇に対して、レース委員会は審問なしに「PTP」と記録し、確定順位+3点の得点を与える。ただし当該種目参加艇数+1点を上回らない。これは規則63.1、A4及びA5を変更している。なお引き続きレースが行われた場合には、対象の全てのレースにペナルティを課す。

18. 乗員表・乗員変更届の提出及び乗員の交替

- 18.1 艇は、その日の最初のレースの『乗員表』を指示17.1(1)の出艇申告と同時に大会陸上本部に提出しなければならない。
- 18.2 その日の2レース目以降に乗員を変更する場合は、『乗員変更届』をその都度大会陸上本部に提出しなければならない。海上で乗員を交替した場合は、予告信号前にレース委員会信号艇に変更がある旨を伝えた後に、帰着後に『乗員変更届』を提出しなければならない。

19. 装備の交換

- 19.1 損傷または紛失した装備の交換は、レース委員会の承諾なしでは許可されない。
- 19.2 陸上で装備を交換する場合は、大会陸上本部で入手できる『装備交換申請書』をレース委員会に提出し承諾を受けなければならない。
- 19.3 海上で装備を交換する場合は、予告信号以前にレース委員会信号艇に装備の交換がある旨を伝えた後に帰着後に『装備交換申請書』をレース委員会に提出し承諾を受けなければならない。

20. 装備と計測チェック

- 20.1 艇または装備は、規則に従っていることを確認するため、いつでも検査されることがある。
- 20.2 艇は水上で、レース委員会イクイップメント・インスペクタまたはメジャラによる検査のために、直ちに指定したエリアに向かうことを指示されることがある。
- 20.3 帰着後、陸上にて指定された艇は、速やかに計測場所に艇を持ち込まなければならない。

21. 運営艇

- 21.1 運営艇の標識は、次のとおりとする。

運営艇	識別旗
レース委員会艇	「RC」と黒字で記された黄色旗
プロテスト委員会艇	「JURY」と白字で記された赤色旗
レスキュー艇	「RESCUE」と青字で記された白色旗
メジャラ艇	「MEASURER」と青字で記された白色旗
メディア艇	「MEDIA」と緑字で記された白色旗
VIP艇	「VIP」と黒字で記された水色と白色の二色旗

22. 支援艇・応援艇

- 22.1 支援艇・応援艇とは、監督、コーチ、その他の支援要員及びチームを支援・応援する関係者が乗艇する全ての艇を指す。
- 22.2 支援艇・応援艇は、レース日の08:00から09:00までの間に、大会陸上本部に『支援艇・応援艇届』を提出しなければならない。
- 22.3 艇の安全な出艇を確保するために、豊田自動織機海陽ヨットハーバーより出艇する支援艇・応援艇は、その日の最初の『D旗』掲揚15分以前に出艇してはならない。
- 22.4 支援艇・応援艇は、水上にいる間、大会陸上本部で貸与する『識別用リボン』を水面より1m以上の高さに掲揚するとともに、支給する『大学名を記した表示』を目立つように掲示しなければならない。

- 22.5 支援艇・応援艇は、艇及び運営艇の妨げとなってはならない。また、レース中の艇に引き波の影響を与えてはならない。
- 22.6 支援艇・応援艇は、最初にスタートするクラスの準備信号から、全ての艇がフィニッシュするか、もしくはリタイアするか、またはレース委員会が延期、ゼネラル・リコールもしくは中止の信号を発するまで、【添付図D】が示す艇がレースをしているエリアの外側にいなければならない。
- 22.7 支援艇・応援艇は、レース委員会及びプロテスト委員会の無線通信を傍受してはならない。
- 22.8 レース委員会艇に『緑色旗』が掲揚された場合、『支援艇・応援艇は、レースをしているエリアを含む全てのエリアにおいて、危険な状態にある艇を可能な限り速やかに救助しなければならない。』ことを意味する。この場合、指示22.5及び22.6は適用されない。
- 22.9 豊田自動織機海陽ヨットハーバー内では、支援艇・応援艇は、主催団体が指定する棧橋以外に係留してはならない。インフレーター・ボートは毎日上架しなければならない。
- 22.10 豊田自動織機海陽ヨットハーバー以外より持ち込んだ支援艇・応援艇は、1回あたり15分を越えて豊田自動織機海陽ヨットハーバー内の棧橋に係留してはならない。
- 22.11 レース委員会またはプロテスト委員会は、支援艇・応援艇の指示22.2、22.3、22.4、22.5、22.6、22.7、22.8、22.9、22.10の違反に対して、その支援艇・応援艇の関与する艇を抗議することができる。プロテスト委員会は、審問においてその支援艇・応援艇が違反したと認定した場合、その支援艇・応援艇の関与するチームの艇にペナルティを課すことができる。これは規則64.1を変更している。違反を申し立てられた支援艇・応援艇の代表者は、プロテスト委員会から要請された場合、この指示に基づく審問に出席しなければならない。

23.ごみの処分

- 23.1 ごみは支援艇・応援艇に渡してもよい。
- 23.2 支援艇・応援艇のないチームは、ごみをレース委員会艇に渡してもよい。

24.賞

- 24.1 賞は次のとおりを与える。

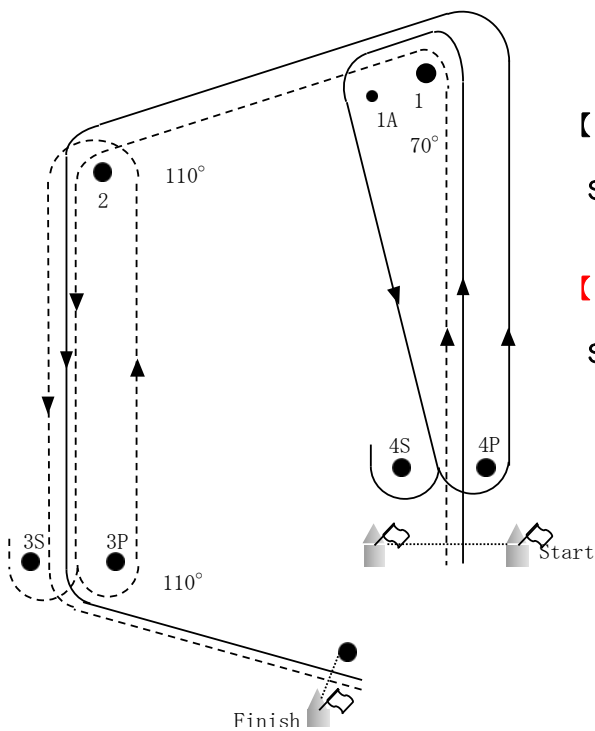
クラス	優勝旗	賞状	賞品
国際470級	1位	1位～6位	1位～3位
国際スナイプ級	1位	1位～6位	1位～3位
総合	1位	1位～6位	1位～3位

25.責任の否認

- 25.1 競技者は、完全に自己の責任でこのレガッタに参加する。規則4「レースすることの決定」参照。主催団体は、レガッタ前、レガッタ中またはレガッタ後と、関連してこうむった物的損傷または人身傷害もしくは死亡に対するいかなる責任も負わない。



【添付図 B】 コース図



【コース 02】

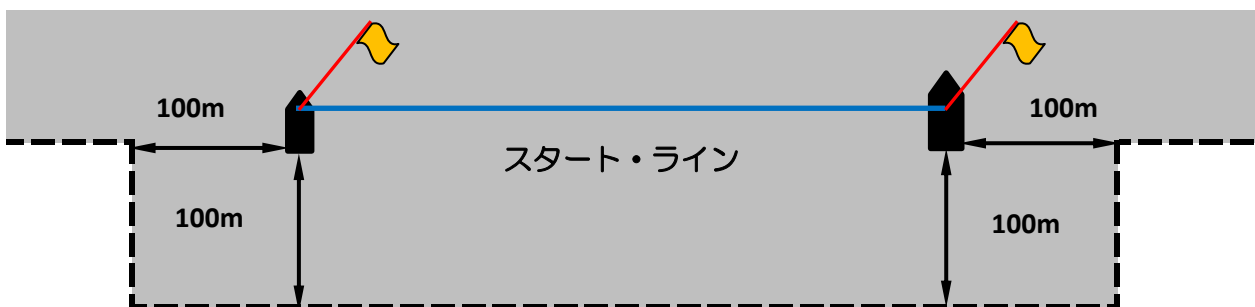
Start → M1 → M2 → 3S/3P → M2 → 3P → Finisf

【コース IA2】

Start → M1 → M1A → 4S/4P → M1 → M2 → 3P → Finish

【添付図 C】 スタート・エリア

指示10.4にて規定されている「スタート・エリア」を点線で示す。

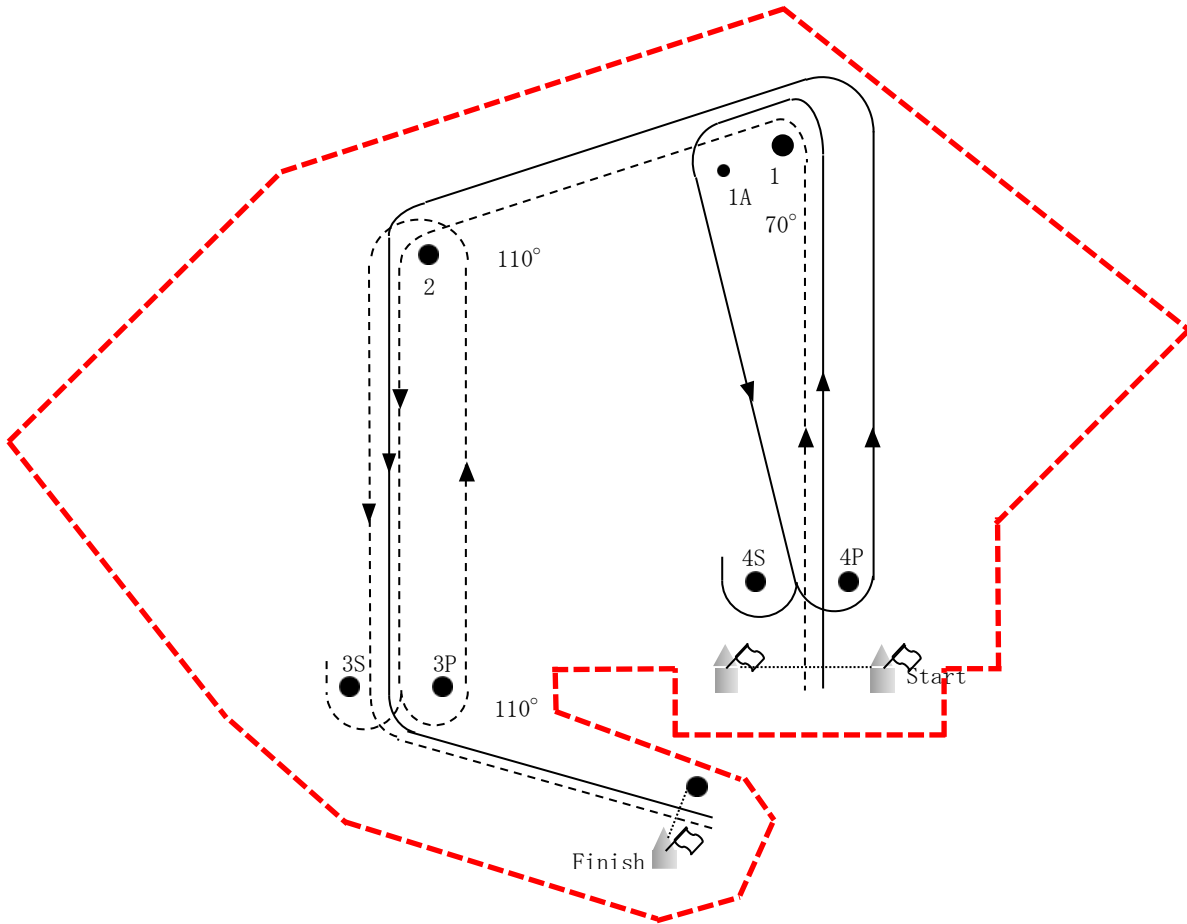


2016,5,17版 AKIRA OKADA

【添付図 D】 レース・エリア

指示22.6にて規定されている「艇がレースをしているエリア」

支援艇・応援艇は、レース中以下の図に示す点線の内側に入ってはならない。
この点線は、レース委員会艇、スタート・ライン、フィニッシュ・ライン、マーク及び艇が帆走するであろう位置から距離100mを示している



三谷港潮汐表

11月3日(木・祝)		11月4日(金)		11月5日(土)		11月6日(日)	
中潮		中潮		中潮		小潮	
月齢 3.4		月齢 4.4		月齢 5.4		月齢 6.4	
日の出 06:13		日の出 06:14		日の出 06:15		日の出 06:16	
日の入 16:56		日の入 16:55		日の入 16:54		日の入 16:53	
満潮	干潮	満潮	干潮	満潮	干潮	満潮	干潮
07:47	01:18	08:20	01:47	08:59	02:21	09:48	03:01
215.5cm	22.2cm	209.6cm	26.5cm	202.7cm	33.6cm	195.3cm	43.6cm
19:08	13:32	19:36	14:04	20:11	14:42	20:57	15:32
213.1cm	90.3cm	206.5cm	98.5cm	197.4cm	107.0cm	185.7cm	114.8cm